

平成26年11月20日

ふるさと納税について

本日は最近話題になっています「ふるさと納税」についてお話をしたいと思います。

「ふるさと納税」は、居住地以外の故郷や応援したい都道府県・市町村を選び寄付する制度です。政府が地方の活性化や都市部との税収格差を埋める方策として導入された。寄付額のうち自己負担の2,000円を超える分を寄付した人の居住地の自治体に払う個人住民税と国に払う所得税から差し引くことができます。居住地の自治体や国に税金を払う代わりに好きな自治体に寄付すればよい仕組みになっています。

例えば、年収550万円の夫婦と子供1人の世帯の場合、3万円を寄付すると、計2万8000円の税金が軽減される（軽減される税金は年収や家族構成により異なる）。寄付した自治体からは肉やコメ、酒などの特産品がお礼として贈られるケースが多く、人気が高まっています。すでに予算がオーバーした自治体もあるようです。寄付金の使い道やお礼の品を贈るかどうかは各自治体に任されている。スタートした平成20年の寄付は計3万人、総額73億円だったが、平成24年は11万人、130億円に上がった。ふるさと納税専門サイト「ふるさとチョイス」というのがあり、クレジットカードでの寄付も受け付けており、ここに登録された自治体は980団体^{のぼ}に上り、返礼品も掲載されているそうです。

ただ、税金が軽減される寄付の上限は、居住地の自治体に本来払う個人住民税の約1割と定められています。そのため、先程の例でいいますと、現行の上限は3万円で、寄付が3万円を超しても軽減される税額は2万8000円以上にはならず、自己負担が2000円より増えることになる。また、年収5千万円の寄付者であれば、上限は92万8千円になります。

このふるさと納税の返礼品も最近では過熱気味だと批判する声も出ているようです。京都府宮津市は、1千万円以上の寄付者に750万円相当の土地を無償譲渡する特典を設けましたが、土地の譲渡は税額控除を受けられないことが分かり、中止されました。鹿児島県垂水市では100万円以上の寄付には、豚2頭分が贈られます。県内では、下関市が3万円以上10万円未満の寄付者にはとらふく刺・ちりセットを、10万円以上の寄付者には2万円相当のセットを配る。すでに申し込みが殺到し、フグ効果で昨年度は579万円でしたが、今年度は昨年度の数倍の寄付が見込まれる。一方、山陽小野田市では特産品は配らないで、2千円以上の寄付者に市の広報紙と市の近況を知らせる手紙、地元の新新聞1日分を毎月送る。これに対して、東京都では、このふるさと納税をする人が多いため、5億円近い税収が流出したとのこと。

政府は、2015年度から上限を住民税の約2割に引き上げる方針である。そうすると、上限が2倍に引き上げられることになり、6万円までの寄付が税額軽減の対象となり、軽減される税額も5万8000円となる。

また、現行制度では、寄付した自治体から受け取る受領書を添付して確定申告しなければならない。

政府は、ふるさと納税を使いやすくするため、来年度から税の控除を住民税に一本化し、所得税の控除を受けるのに必要だった税務署への確定申告を省略することも検討するようだ。

宇部市では、現在3,000円以上のふるさと納税納付者へのお礼として地酒セット、スイーツセット、産直セットを贈っているが、これから発売となる年末ジャンボに合わせて、宝くじを新たに加えた。

1万円を1口（最大5口）としてとし、お礼の品に宝くじを選択した人が対象で、井筒屋横の宝くじ売り場で購入した10枚を贈るようです。宇部市のふるさと納税の金額は平成25年度で1004万円で、山口県の自治体では5番目です。これでふるさと納税をする人が大幅に増えてくれればと思います。

これで会長の時間を終わります。